



付属 資料

- 1 第五次三股町総合計画策定経過
- 2 三股町総合計画審議会設置条例
- 3 町長の諮問および総合計画審議会の答申
- 4 三股町総合計画審議会委員名簿

1 第五次三股町総合計画策定経過

平成21年

- 4月30日 企画会議(素案策定について)
- 7月1日 第1回総合計画幹事会

平成22年

- 1月上旬～下旬 町民アンケート(町づくりについてのアンケート)
- 2月9日 第2回総合計画幹事会
- 2月15日～17日 検討調書作成説明会(各課)
- 4月6日 町長、副町長と協議
- 4月20日～22日 検討調書ヒアリング
- 4月20日 口蹄疫発生
- 9月30日 町長インタビュー(9月12日木佐貫町長当選)
- 10月 総合計画基本構想素案策定
- 11月下旬 地区座談会開催(町内9地区)
- 11月18日 第3回総合計画幹事会
- 11月25日 第1回総合計画審議会(委嘱状交付ならびに諮問)

平成23年

- 1月18日 第4回総合計画幹事会
- 1月20日 第1回総合計画第1専門部会
- 1月21日 第1回総合計画第2専門部会
- 1月25日 第2回総合計画審議会(基本構想答申)
- 1月27日 第2回総合計画第1専門部会
- 1月28日 第2回総合計画第2専門部会
- 2月2日 議会臨時議会において基本構想議決
- 2月3日 第3回総合計画第1専門部会
- 2月4日 第3回総合計画第2専門部会
- 2月7日 第5回総合計画幹事会
- 2月8日 第3回総合計画審議会(基本計画策定)
- 2月14日 第4回総合計画審議会(基本計画答申)
- 2月22日 庁議にて基本計画決定

2 三股町総合計画審議会設置条例

昭和46年2月26日

条 例 第 2 号

改正	昭和55年 3月28日	条例第 9号
	昭和55年 7月14日	条例第17号
	平成元年 9月29日	条例第20号
	平成17年 3月22日	条例第 1号

(趣 旨)

第1条 この条例は地方自治体法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、三股町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 町長の諮問に応じ、本町総合計画に関し必要な事項を調査及び審議させるため、三股町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組 織)

第3条 審議会は委員20人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の役員
- (2) 町の区域内の公共的団体等の役職員
- (3) 知識経験者
- (4) 町議会議員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は当該諮問に係る審議会が終了したときまでとする。

3 町長の諮問および総合計画審議会の答申

(会 長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会は会長が招集する。

- 2 会長は審議会の議長となる。
- 3 審議会は委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(幹 事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は会長の命を受け審議に必要な事項について調査する。

(庶 務)

第8条 審議会の庶務は総務企画課において所掌する。

(委 任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

附 則(昭和55年3月28日条例第9号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年7月14日条例第17号)

この条例は、交付の日から施行する。

附 則(平成元年9月29日条例第20号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

三総企発第 1017号

平成22年11月25日

三股町総合計画審議会

会 長 木佐貫 三男 殿

三股町長 木佐貫 辰生

第五次三股町総合計画について(諮問)

三股町総合計画審議会条例に基づき、三股町総合計画(基本構想案、基本計画案)について貴審議会に諮問します。

平成23年 1月25日

三股町長 木佐貫 辰生 様

三股町総合計画審議会

会 長 木佐貫 三男

第五次三股町総合計画基本構想について(答申)

平成22年11月25日付三総企発第1017号により、本審議会に諮問がありました第五次三股町総合計画基本構想(案)につきまして、審議の結果、「自立と協働で創る 元気なまち三股」を実現するための方向を示しており、妥当な内容と認め、ここに答申します。

平成23年 2月14日

三股町長 木佐貫 辰生 様

三股町総合計画審議会
会 長 木佐貫 三男

第五次三股町総合計画基本計画について(答申)

平成22年11月25日付三総企発第1017号により、本審議会に諮問がありました第五次三股町総合計画基本計画(案)につきまして、審議の結果、第五次三股町総合計画基本構想に即して町の方向性を示す内容となっており、行政運営の総合的な指針として適切であると認め、ここに答申します。

また、本計画の推進に当たっては、わかりやすい情報提供と情報共有による町民に開かれた町政運営や、協働によるまちづくり活動の促進に努めていただき、本計画の目指す「自立と協働で創る 元気なまち 三股」の実現に向け努力されるよう要望します。

なお、本審議会の総合計画への主な意見、要望はつぎのとおりです。

◎第五次三股町総合計画への意見、要望

- 1 公立学校教育の充実について、今後、複式学級が増えても補助教員配置は継続してほしい。また、児童数が少なくなっても小学校はできる限り存続してほしい。将来、廃校になる場合を想定し地区が疲弊しないよう、活気ある元気な町として発展するための施策(廃校施設の活用等)も今後必要である。
- 2 国際理解教育の推進について、国際化の進展や外国人との交流機会の増加等積極的な取り組みが必要であると考え。将来的には姉妹都市(友好都市)提携等も視野に入れながら検討を進めてほしい。
- 3 林業の振興について、森林の持つ水源かん養等の公益的機能を重視するとともに、後継者育成のために作業路の開設など、就業環境の整備をお願いしたい。

- 4 農林水産業の振興について、農業後継者の確保と育成に積極的に取り組むとともに耕作放棄地の解消にも努めてほしい。
- 5 ごみの減量化と適正処理について、町民にごみ分別の徹底について意識の向上を図るとともに、ごみステーションの設置については、景観を配慮した設置を行うよう、指導、助言をお願いしたい。
- 6 障がい者福祉の充実について、障がい者の働ける場所を増やすなど、雇用拡大の推進に努めてほしい。
- 7 男女共同参画社会の形成について、男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために、様々な施策を進めるとともに、条例を制定するなど、町民の意識の向上に努められたい。
- 8 町民主体のまちづくりの推進について、支部加入促進のため、行政と自治公民館との関係がいかに関係が重要で密接であるかや自治公民館の活動など町のホームページ等を有効利用し、町民へ周知してもらいたい。
- 9 観光の振興について、花と緑と水のまち三股をアピールするため、「よかもんツアー」の更なる発展拡大に推進してもらいたい。
- 10 特産品の開発及び地場産品の育成について、温暖な気候や風土を活かして生産される農畜産物を利用した特産物の開発(例えば、マンゴー、ごま、ブルーベリー)や地場産品の育成・PRを推進してほしい。
- 11 人材の育成と活用について、豊かで住みよいまちづくりのためシニアリーダーバンクの創設と同時に青年リーダーの育成についても検討してほしい。
- 12 勤労者対策の充実について、企業誘致等による新たな雇用の創出や誘致企業のニーズ等を把握し、ホームページなどを活用したフォローアップ対策の強化に努められたい。
- 13 総合計画について、町政施行にあたり、総合計画の趣旨を理解し、諸事情の変化にも対応しながら各課・係において施策の実現に努力してもらいたい。

4 三股町総合計画審議会委員名簿

氏名	区分	職域
木佐貫三男	自治公民館関係	三股町自治公民館連絡協議会会長
渡具知惟勝		三股町自治公民館連絡協議会副会長
久松五雄	福祉関係	三股町民生委員児童委員協議会会長
前田孝子		三股町保育会会長
中内弘美		三股町身体障害者連絡協議会会長
佐澤靖彦	商工関係	三股町商工会会長
岩崎てつ子		三股町商工会婦人部部长
池邊美紀		三股町観光協会会長
大村昭一	農林関係	三股町農業委員会会長
福永廣文		都城農業協同組合理事
山領征男		都城森林組合理事
坂元克吉	教育関係	三股町教育委員会委員長
藤野忠弘		三股町壮年連絡協議会会長
中村新		三股町体育協会会長
森秋生		三股町女性団体連絡協議会会長
柳橋一彦	知識経験者	

第五次総合計画
(三股町計画)

平成 23 年 3 月

発 行

宮崎県三股町
〒889-1995
宮崎県北諸県郡三股町五本松 1-1
電話 (代表) 0986-52-1111

企画・調査

株式会社 ぎょうせい